

建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の 雇用関係の確認について（通知）

本市発注における現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐について、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを条件としています。

この度、令和7年12月1日をもって、健康保険被保険者証の有効期間が満了となり、雇用関係の確認書類として使用できなくなりましたので、確認方法を次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

●雇用関係確認書類

確認書類	雇用開始の認定日	適用
監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写し	交付日	両面を添付
住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し	最新の通知書の通知日	
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	
所属会社の雇用証明書	雇用開始日	雇用証明書は、氏名、生年月日、雇用開始年月日、事業者名称、証明者、証明日（3ヶ月以内のもの）に関する記載があり、証明者（代表者等）印が押印されたもので、様式は任意で構いません

※必要事項（本人氏名、生年月日、事務所の住所や名称、資格取得年月日等の分かれる部分、書類の発行年月日）以外の項目はマスキングをした上でご提出ください。